

第20回総合教育会議会議録

日時：平成29年1月16日（月）

午後4時開会

場所：本庁舎4階 庁議室

出席者	津市長	前 葉 泰 幸	
	津市教育委員会	委員長	庄 山 昭 子
		委 員	上 島 均
		委 員	松 本 昭 彦
		教育長	石 川 博 之

教育次長 それでは定刻になりましたので、前葉市長から「第20回津市総合教育会議」の開会のご挨拶をお願いいたします。

市長 それでは只今から「第20回津市総合教育会議」の開催をいたします。

教育次長 ありがとうございます。本日の「協議・調整事項」といたしましては、「(1) 津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の具体化に向けた平成29年度取組について」「(2) 「新しい時代の津市公民館」の方向性について(案)」、「(3) 放課後児童クラブ施設改修整備の方向性について」の3件でございます。それでは、早速「(1) 津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の具体化に向けた平成29年度取組について」に入りたいと思います。まず教育長の方からお願いいたします。

教育長 それでは教育委員会の方から、少し説明をさせていただきたいと思います。1月6日に策定されました大綱の具体化に向けまして、大綱の3つの着眼点を踏まえて取組を進めていきたいと考えております。なお、現在、予算編成の協議調整中でございますので、少し具体的でない項目であったり、あるいは教育委員会の方から要求段階の調整中の項目もございますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。まず、大きな1の「教員が子どもたちと向き合う時間の確保」でございますけれども、(1)の授業改善の推進は、大綱の中では期待される教員の姿として、授業改善の取り組みを示したものでございますけど、教育委員会といたしましてはマニュアル等の作成につきまして、市教委の方が一方的に指針を示すのではなくて、現場の先生たちのご協力を得ながら、みんなで作り上げたマニュアルという形で進めていきたいと。しかも、それにつきましては、毎年改定をですね、みんなの力を借りながら進めていきまして、現場の実情に合った形で授業改善を進めていきたいと考えております。次に(2)でございますけど、特別支援教育でございますが、例年の増員に加えまして、29年度、出来ればですね、学校とか幼稚園が気軽に相談できるような相談員の設置を進めていきたいというふうに考えております。また、もう一つ大きな問題になっておりますが、普通学級における児童生徒の飛び出し、立ち歩き、こうしたのが非常に増えてきておりますので、この支援のあり方も見直しをしていきたいというふうに考えております。(3)でございますけれども、中学校の部活動でございますけれども、現在、一部の中学校で部活動の休養日を設定しておりますが、29年度に向けて休養日の拡大を図るとともに、もう1点、子どもたちの負担軽減も含めまして土曜日の教育活動、これを各校のあるいは各地域の実情に応じて実施できるように柔軟化を考えていきたいと考えております。次に(4)小中一貫

教育でございますけれども、まずはみさとの丘学園でございますけれども、平成29年度に開校いたしますので、この推進体制は現場の声をよく聞きながら整備をしていくことと、全ての中学校区で小中一貫教育を進めることとなりますので、この進め方に工夫をして教員の負担感の軽減を同時に図っていきたいというふうに考えております。次に（５）でございますけれども、次期の指導要領の改訂に向けまして、大きくは2つでございますが、まずは小学校の英語の教科化に対応していく支援体制を整備していきたいと考えております。次に2ページになりますが、もう1点、道徳の特別の教科化でございますけれども、これにつきましても、県内では三重県にも先駆けまして、人権教育との関連を踏まえた横断的なカリキュラムの例示をしながら、研修あるいは指導を進めていきたいと考えております。次に、大きな2の組織的・機動的な学校経営でございます。まず（１）でございますけど、統合型の校務支援システムの構築、これを現在協議中でございますして、これを導入していきたいというふうに考えております。これによりまして、事務的な業務の軽減を図るのを目的といたしております。次に（２）の学校事務の適正化でございますけれども、教員の負担軽減を図っていくためにも、学校における事務の適正化を図っていく必要がありますので、この学校における事務職員、この体系化を図っていききたいと考えております。次に（３）でございます。こうして出来ました時間につきまして、各校が研究事業に更に充実して取り組めるように、現在実施しております指導実践プロジェクト、これの拡充を図っていききたいというふうに考えております。それから（４）でございますけれども、教育委員会の庁舎の整備に併せまして、各校への支援体制を充実していきたい。その中で教育研究所におけます大学連携機能を充実、それから幼児教育の具体的な推進に向けた教育研究機能の充実を考えているところでございます。次に（５）でございますが、不登校あるいはいじめ等につきまして、これにつきましては引き続き支援が必要なわけでございますが、これにつきましては適応支援教室とか支援課、こども支援課、こうした関係機関と一層連携いたしまして、各学校の支援相談機能を充実していきたいと考えております。次に（６）でございますけれども、現在、学校にたくさんの応援体制があるんですが、学校支援地域本部ですとか、学校図書ボランティア、こうした学校を取り巻く応援体制、地域活動を、新たな体制といたしまして地域学校協働本部の事業を活用しまして、津市版のコミュニティスクールのあり方を、1年かけて整理していきたいというふうに考えております。このことによりまして、現在、色々と支えていただいております地域人材との連携、協働をさらに進めていきたいというふうに考えております。次に3でございますが、町全体で子どもを支援する教育環境の整備でございます。まず（１）でございますが、何分、地域と共にある学校施設整備、これを進めていくことが第一でございます。学校地域社会の一員でもござ

いますので、地域の避難所としての機能、いわゆる地域コミュニティの場、あるいは放課後児童クラブ、こうした受入を十分に視野に入れた中で、学校の大規模改造の継続的な推進を図る。また、中学校の普通教室へのエアコン整備ですとか、トイレの洋式化にも取り組んでいきたいと考えております。次に（２）でございますけれども、放課後児童クラブの充実でございますけれども、現在の施設を賃借しているクラブ、あるいは老朽化が進んでいるクラブ等がございます。こうした改修整備に取り組むとともに、未設置校区、これをどういうふうに解消していくかという問題についても、具体的に検討を進めていきたいというふうに考えております。次に（３）でございます。通学路の整備でございますけど、これにつきましては教育委員会の方が主体となりまして、交通安全プログラム、これを策定したわけでございますけど、さらに建設部門、あるいは警察と、一般道路の関係のセクションとも、連携を来年度はさらに深めていきたいというふうに考えております。（４）でございます。幼保連携型の認定こども園の整備でございますけど、着々とその整備が進んでいく中で、特に福祉部門と協働いたしまして、幼稚園、保育所、こども園、この横断的な就学前の教育カリキュラム、この作成に着手をしていきたいというふうに考えております。それと（５）でございますけど、学校教育と、さらに公民館と連携をいたしまして、公民館における家庭教育の推進を図っていきたいと考えております。複雑で多様な子どもたちの内面理解ですとか、不登校への対応、これにつきましては学校を中心に行っているわけですけど、それを補完する意味でも、家庭における学習環境や子供の支援につきまして、公民館を活用していきたいというふうに考えております。４でございますが、教育振興ビジョンでございます。今回の大綱の視点を踏まえて、津市教育振興ビジョンを策定していくわけですけど、大きく２つの点がございます。まずはですね、教育に関わる個別計画、たくさんこれあるわけでございますけど、これをなるべく１つの体系に集約をすると、これがまず１つ考えているところでございます。もう１つは、教育全般のこの多様な施策体系を、大綱の３つの着眼点から横断的に整理をいたしまして、総合計画と連動した社会教育施策ですとか、あるいは文化財の保護行政、この方向性を明示していくために、教育振興ビジョンを平成２９年度に策定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

市長 では、只今説明がありました平成２９年度こんな方向でという、まだまだ具体的な予算の、これで予算をどうやって組むんだろうか、まだ見えてこない非常にオブラートに包んだ状態でありますので、やや議論がしにくい点があるかと思いますが、逆にこういうふわっとした段階で、来年度早速これはというようなことがありましたら、各委員の皆さんからこの際ご発言をいただいております。

方が良いかなあというふうに考えておりますので、どうぞ自由にご発言ください。

上島委員 特別支援教育に関わって、サポートをする体制をとということで、専門のサポートをするということですが、実際にサポートできる人材がおるかどうかということですね、問題は。なかなか現在の特別支援、たとえば発達障害とかそういうことについて理解をして、それにどういう対応をしたらいいかということを理解しているのは教員であっても少ないんじゃないかなと思いますので、そこら辺が課題だと思います。

教育長 口で言うのは簡単なんですけど、相談機能は相当、特別支援に対する知識が必要というのと、経験がないとやっぱり出来ませんので、色々な方に声掛けをして、現在、専門的に相談をしている人は1人しかいらっしゃらないので、そのところは支援員を何人増員しても、どんどんどんどん増えてくるのに対応するためには、各学校が気軽に相談できる体制、これが大事ですので、人を探してしっかり配置できたらなあ。

市長 その1人の方というのは、どういう方なんですか。

教育長 教員のOBの方でございます。

市長 指導主事とかは、もうちょっとできないんですか？

教育長 うちの指導主事の中に特別支援チームはいるんですけど、これは日々の問題行動があったりする子どもたちの対応が中心になっていますので。例えば、普通教室に少し課題のある子がいた時に、どういうふうに対応したらいいかと気軽に相談できる機能がないと、なかなか普通教室の対応が難しくなってきましたので、そこをちょっと増やしたいなあというのが中心でございます。

上島委員 公民館活動と家庭教育ですけど、公民館にそういった保護者が気軽に相談できるものがあれば、公民館長がそういう対応出来るよう研修を進めるとか、そういったことをしていくことが、たとえば不登校の現状を、同じだと思いうんです。裏返しになっているだけで。やっぱりそういう時に早く親が相談できるというのは、近くにそういう人がおって身近なところに、そう考えた時に、やっぱり公民館活動というのは大事になってくるのではないかなと、地域の中で。

教育長 公民館は家庭教育コーディネーターの制度をここ何年間かやってきて、色々な種類の内容をやってきましたが、現在、対象になっているのが、乳幼児が中心、就学前の子どもが中心です。やはり一番募集した時に要望が多いのが、就学前の子どもたちの対応の仕方というのが多ございます。そこを、今現在は大学の先生に来ていただいて専門的なお話しをしていただいているんですが、これまでの乳幼児の枠を若干広げて、小中学校にも広げたそのような子どもたちの家庭における内面理解とか、不登校への対応、これをまずここから着手していきたいなあと。確かに言われるようにそこまでいっぺんに行けるといいのですが、とにかく出来るところから進めていきたいというふうに思っているところです。

市長 家庭によっていろいろ事情が違うでしょうね。

庄山委員長 1月6日にこれが作成されて市長から発表されて、新聞にも掲載していただきましたので、多くの教員もこの大綱をどんなものだろうかということで興味を持っていると思います。これは学校へ降りたんですか？

教育長 今、印刷をしています。

庄山委員長 分かりました。これが降りた時に、一番始めにあります教員が子どもたちと向き合う時間の確保というのは、先生たちはとても忙しい、多忙だ、大変だっていうのを、常々口に出されておりますので、これがどんなふうな形でこの多忙感がなくなっていくのだろうかということを、大変興味を持って見ているのだろうかというふうに思います。この1の中で1から5、書いてございますけど、既に推進しているような、たとえば(1)の授業改善の推進等は、指導主事が昨年から入っております、新しい取り組みをしてもらっているところでございますし、授業改善マニュアル等々が出来ておりますので、新たな取り組みが進んだんだということは理解できるかなあとと思います。それから相談員の設置等々は、相談員をどれほど設置していただけるのかなあとというふうに考えているかなというふうに思うんですけど。この(3)のですね、中学校の部活動の休養日の設定や、土曜活動の柔軟化だけでは、この部活動につきまして、向き合う時間を確保するための部活動との兼ね合い、これがこのことだけでは、なかなか解決していきにくい中身だろうなというふうに思います。で、この間、国の会議でも、部活動のことについてかなり突っ込んだ質問もさせていただきましたけれども、国の方もそれほど案がない、新しい案がないということです。それで

まあ、これを私たちが大綱に書いた以上は、何かちょっとは時間ができたなという形を作っていくことができたなら、この大綱が、市長が示された大綱というのが、ああなるほどと納得してもらえるかなというふうに思うんです。それで、一番問題になっているのは、前にも何回か御指摘いただきましたけれども、労働というのは自分がやったという達成感のようなものがあるので、疲れても、えらくても、自分の達成感がある労働ならば納得できるわけです。時間が多くても納得できるわけです。けれども、自分が納得できないような労働は非常に負担感ができてくるというように、前、松本委員がおっしゃって、私本当にそのことは全くそのとおりだなと思うんですけれども。ですので、これはその学校の中で部活動については、もう一度解決をしてやらなければ、例えば、クラブがあるけれども、その指導する先生がいないクラブ、そのクラブをやはり地域の住民の方々にお助けをいただくような形をとるようなことを施策にしていかなければいけないのではないかと考えます。これは先生がほったらかしというのは絶対いけませんので、先生と共に地域の方々にお助けをいただいて、運営をしていくというような形のものを是非このクラブ活動で、指導者がいないクラブ活動については考えていかなければならないというように思います。それから、その他のみさとの丘にしても、指導要領がオリンピックの年に小学校が改訂するわけですが、これはある程度着々と進められているんですけれども、特に英語科。英語科が、整備していくというのは、どういう形で整備していくのか、ちょっとここでは見えにくいのでビジョンによって具体化したものを作っていかなければいけないなというふうに考えます。

市長 そうですね。クラブについてはどうですか。

教育長 クラブですね、平成28年度今年度は20校中6校が休養日設定を週1回にしていまして、残りのクラブは急にはできずに、積極的休養日というのを作ってですね、週に何曜日と決めずに、お休みを取れる時はなるべく休みましようとしてきていますが、この設定を来年度から増やしていく予定をしております。それから、部活動は運動クラブが中心に見えるんですが、実は、ブラスバンド部についても休養日、あそこも練習は結構多いので、それも設定したいと思いますが、クラブの特性に応じてこの年間のお休みの場所が違いますので、その辺は趣旨を十分に伝えたいうえで進めていく必要があると考えています。それと、小学校の英語の教科化なんですが、研修体制と書くのは簡単なんですが、いわゆる集合研修をしても全然現場では役に立たないことが多いです。これは何が一番大事かと言うと、実際に授業をそれぞれ学校でやってみて、モデル事業みたいな形でやってみて、そこに小学校の教員がみんな研修、校内研修か何かをして、

こういう形で進めていったらいいのかというのが分かるようなものを、全市的に1年、2年かけて展開をしていくような形の研修を取り決める体制を整備したいということで、今、協議を進めているところでございます。

市長 英語は一步一步でしょうけど、前段に庄山委員長が言われたのは、休養日の話ではなくて、指導する先生がいないクラブ活動に地域の方を。

教育長 はい。県の方の少しそのクラブの外部コーチの授業が少しずつは増えそうところあるんですが、現実にはなかなか見つからなかったりするので、実はスポーツ協会さんもちょうとこれにはそのいろんなマッチしないところもあるんですが、そういうその指導できる方のバンクみたいなのを去年からやっていただいていますので、こういうような活用ができないかというのは、ちょっとまだ具体的にどこまでするかというよりは、スポーツ協会さんとうちがですね、教育研究支援課の方で協議をしているという段階ですので、徐々にそういうのは増やしていく必要があるんですが、ただ、それにしても学校の特別の教育課程外の特別の活動になりますので、民間の方に外部コーチに全部お願いするというのもなかなかできませんので、そこら辺のバランスをとりながら、しっかりと進めていきたいなと。

庄山委員長 よろしいですか。例えば、公民館とタイアップする時に、公民館でいろんなその奥様が家庭科のいろんなことをグループでされているわけです。そこへ家庭クラブの子たちが行って、家庭クラブをする。教えていただくとかね。そういうような形をとるのも一つあるなと思っているんです。遠いとなかなか難しいですけども、中学生は自転車に通っている子が多いので、そういうふうにしてうまくコラボするという形ができるのではないかなと。例えばお花をやりたい子があれば、お花クラブというので週1回行ってそこで教えてもらえるとか。そのようなクラブの活動ができないことはないかなというふうなことも思っております。

市長 地域学校支援、地域とともにある学校というふうに言っているんだから、スポーツ協会が人材リストを作るというよりも、それぞれの地域に答えがあるんじゃないでしょうか。柔道を得意な人が地域におられるとか、そういうのがいくらかもあるんじゃないかと思うんです。

教育長 はい。これまでその学校は、開かれた学校というので、オープン。でも学校の中にどうかというので、公民館もオープンなんですけど、結果としては相当

地域じゃないんですが、オープンと言っているだけで、外に出っ張ってというのはないので、なかなかその学校と密な連携というのはできてないのが現状ですので、公民館の改革の中で館長の役割としてその受けてどんどん来てくださいではなくて、少しその地域によってお互いが出っ張っていかないとなかなかそのリンクが張れないので、ちょっとそういうふうな動きは両面からしていく必要があるなという形で改革していきたいなというふうに。

市長 学校自身からもうちょっとそういうクラブ活動に関わっていただけるような地域の方々にご一緒願うように動くとかできないですかね。

上島委員 よろしいですか。

市長 はい。

上島委員 たとえ案です。そういう地域の人を入れて、助けてもらうというのと、入ってもらうことによってかえって学校が乱されるということもあるんです。

市長 あるでしょうね。

上島委員 その学校の時間をなかなか守ってくれないとか、そういうことで、結局補助につく先生方が困ってしまうと。ですから、そこら辺を考えながらやらんことには、何もかも足りやんだら人入れたらええわというような問題ではないと思います。

市長 そういう難しさもあるということですね。

上島委員 よろしいですか。最近やっぱり子どもたちが、学校のクラブやなしに地域のスポーツのサークルに入っている傾向が強い。そんな中で、その方向をめざすのか、あくまで学校の方で取り組むのかですね、できればそういう形でするんやったら、公民館活動なり、子どもたちがそういうお金を払ってそこへ行かんならん状況を何とか本当に学校の代わりにそういったところへ行って活動できる場を作ってやれる方向はないんか、そういったことを探っていかんことには、なかなか学校は全て受けてしもとる現状の中で、ましてや今、以前は全ての子どもがクラブに入る時代がありました。今はもう選べるというか、帰ってもよろしいですよそれぞれの自分の趣味を生かしなさいよという時代になってきます。ですから、そういう時代の中でやっぱりそういう趣味を生かしていく、自

分の得意を生かしていく場を作ってやらんことには、なかなか難しのとちがうかなということを考えます。まあそれはいっぺんにできませんが、何十年か先にはもう学校の運動クラブやそんなんやなくて、地域の中に今、体操クラブとかです、今度はそこでしかもうできないという状況になっています。そういう時代が来るんちがうかなと。

市長　そうですね、学校の実際のクラブ活動に関わっておられる先生方に直接僕らも話を聴いた感じでは、先程の庄山委員長のお話しにありましたが、クラブ活動に割く時間を苦にならないというか、納得して、全然長時間になってもいとわない状態、そういう気持ちでやってくださるような状態の先生と、そうでなくて、全くもってクラブのために長いこといなければならないという先生と両方あるので、そこはやっぱりかなり丁寧にそのあり方というか、それぞれの現場での選択肢を増やす方向で考えていくべきなんでしょうね。あまり、かちっと教育委員会が型にはめ込まないでね。

教育長　学校規模がどんどん小さくなってきていますので、なおさら難しくなっているのが現状かなと。

市長　お待たせしました。松本先生。

松本委員　その学校単位というか、地域でクラブ的なものがあると、自分の学校じゃないほかの学校の子どもさんとも交流ができたりするので、今までは、生徒の数も多くて、それぞれの学校でいろんなクラブが成立していたんだと思いますけれども、地域であるといろんな学校、自分の学校と違ういろんな子と会えてそれは一つ良い点かなと思います。

市長　特に附属の子が、地域のクラブ、サッカーチームだとか、うまく溶け込んでいる事例というのはありますよね。

松本委員　ええ。うちの子は野球をやってるんですけども、ほかの学校の子と期待して、違うところもあって同じところもあって、楽しんでやっています。2ページ目に2番の(1)で、校務支援のシステムを検討されることで、近日いろんな報道が先程も出ていましたけども、先生方の負担感の中に、特に1、2を争うところに、国とか教育委員会からのアンケートとかいうことが出てまして、まあそのアンケートとか調査とかをやることとか、それをどういうふうに取り扱われるかというところが、負担感につながっていくのかもしれないけども、作業自

体も負担感になっているかもしれませんので、こういうシステムなんかも使っていただいて、その作業の部分は少なくとも軽減できるようなところが期待できたらいいかなというふうに思います。

市長 何か自治体が、市町村が忙しいというのに県や国からの調査依頼に全部答えないといけない、末端の我々がしなければというふうに言ってたのが20年くらい前。20年くらい遅れているんじゃないかな。そんなことはないですか。

教育長 現実には多いと思います。調査。多かれ少なかれ。

市長 なんでそんなに調査が多いんでしょう。

教育長 この校務支援システムのやっぱり一番大きな効果を発揮しそうなのが、例えば保健データ。これはものすごい調査が多いので、子どもたちの個々のデータを全部出す。これなんかも、これができると随分と楽になることになりまし、おっしゃられた調査というのは、もう少し問い合わせを出すような、普段、市教委がやるようなやつだと思うんですけども、これも特に時期が重なったりしますので、すごく気を付けるようにはしてるんですが、なかなか。

市長 不要不急の調査は控えてください。

教育長 はい。

庄山委員長 それに関連してひとついいでしょうか。2番の(2)の「学校事務の適正化」のことなんですけれども、給食事務も結構、各学校で一人担当をおきまして、養護の先生がしたりあるいは、効率的にするために他の先生がしたりちょっと大変なようです。それで、昨年か今年か、給食費が一律になりました。今まで各学校、ばらばらになっていたんですが、やっと一律になったんですね。

教育長 そうです。

庄山委員長 ですので、これなどは特に、これは一つの例で、できる、できないは別ですけど、市に担当の方を置いていただいて、市も大変だとかもわかりませんが、教育委員会で一括しても、全部の学校に意見を通すというのは大変かもわかりませんが、ちょっとえらいですかね。

市長 ここは前の給食協会のことがあったときに、だいぶ考えたんですよ。

庄山委員長 ああ、そうですか。

市長 まあ、給食の事務、それから時に集金の集計とか納めない人への督促のお手紙とかお渡しいただくのを本当にずっと事務負担ですね。

上島委員 それに関わって、学校引き落としとかですね、ありますやん、子どもたちの関係で。この事務でも大変なんですわ。これを事務官がやってくれておるところもあれば、教員がやっているところもあるので、そこら辺はやっぱり事務官がどこまでやるかという、本当は事務官のいろんなことを聴いておったら、事務を一緒にやることによって、先生の集金業務もやっていこうやないかとそこら辺を進めていかなかったら。

庄山委員長 ある意味では、子どもたちの家庭のことを知ったり、いろんなことを知るという意味である程度は担任が集金をするというのも、一つかなと思ったりもします。大きい学校では、かなり給食費が出ないということがあった場合に、その担当になった先生は大変だということで、その辺の整理は必要です。全てを教育委員会がというわけではないんですけれども、一律のところはなんとかできるのではないかなと、ちょっと思います。

教育長 学校給食事務は、どういうふうにしていくかというのは、今後の課題だとしてまだ残っている点なんですけど、結局今、ほとんど引き落としになっているんですけど、ごく一部現金の方もいらっしゃるという状況です。で、結局個々の滞納のお話とかというのは、これはもう現場の校長先生にお願いするしかないんで、どこが変わるかという、予算化をどのような形でしていくかとかですね、制度的な話があって、これはもう、いろいろ給食をやっているグループの先生とお話をしているところでございまして、いずれにしても、合理化はしていかなければならないこととございまして。今、検討をみんなとしているところでありますので。ちょっと結論が出てないですけども。

庄山委員長 それにもう一つ、これは自慢ですけども、この事務の共同実施をしているという県はそれほど多くないようですね。三重県は早くからやっております、津市も非常にしっかり事務の先生たちがやってもらっております、これは非常にいいなと思っています。

上島委員 最後によろしいでしょうか。この三つのことは、教育委員会がやってくれることや、教育委員会がこういう支援はしますよと。ただども、頑張るのは先生がやる必要があると思います。ですので、教員は子どもと向き合う時間の確保を努力するのはやっぱり先生なんやと。そこのところをちゃんととらえてもらわなかったら、教育委員会、何かしてくれるやろと、市が何かしてくれるやろなど、こうして出す以上は、こういう思案をする代わりにあんたらが頑張らないよということを、やっぱり付け加えておかんあんたらまずいと思うんです。これが出されたということは、教員にとってはものすごいえらいことやと思うんですわ。努力せんらんことやもんで。という意識を持ってもらえるかどうか。

市長 それはちょっと柱書の部分に書き加えるようにしましょうね。そのとおりです。では、私からはですね、放りっぱなしになりますので、もう次(2)(3)にいく準備をしといてもらえばいいと思いますけれど、平成29年度にできるかどうかはというのはちょっと難しいのかもしれないけれども、常にずっとそういうことを考えてほしいのですが、教員が子どもたちに向き合う時間の確保をとったときには、教員の仕事を少しでも減らすことによって、例えば、学力向上のためにと書いた以上は、子どもたちの学力をどう向上させるかというのは、教材研究をとおしてとかいろいろ準備をしたり、授業の準備をしたりする中で、より時間を使う、あるいは、子どもたちと直接、「どういうとこに困っているの」とか、「勉強はどうか」ということをきめ細かく語って、「先生ここがちょっとわかんないんだけど」と言って、じゃあ先生が丁寧に教えとか、放課後の時間にも休み時間とかに、そういうことをどんどんやっていけるように、先生たちの仕事量そのものを考えないかんということがあるんですね。それで、今までどうしても教育委員会の議論というは、事務仕事とかあるいは学校管理系関係業務とか、教育委員会からのそれこそ教育委員会事務局とのやりとりとか、そういう管理職ないしは事務職員にお願いする以外は、全て6人制で、一人担任が教員全員同じ共有で、何もかもやってくるというシステムなんですね。それはそれで責任感と、6人制というか、一人ひとりが教育者としてのフルパッケージで物事を進めなきゃならないというのは、それはそうなんだろうと思うんですが、これからの時代、もうちょっと組織としてその教員が自分でやらない仕事というの、これからもう追い出しということなんだけど、もう作らないといけないと思うんですよね。僕は前から思っているんですけど、教員がいてその上に、主任さんみたいな人がいて、その人がある程度やってくれるとって、持ち上げるタイプの分業じゃなくってその下の部類だと思うんですよね。これは、部下を持ったことのない先生たちばかりでしょ、教員というの。そうじゃなくって、何かサポート役みたいな、それも支援員があんなに喜ばれるというのはそういうことな

んだと。それを教員で、例えば、わからんけれど、新任の教員でね、大きな学校で1年生担当といって配属されて、1年の1組から5組までの担任がその新任の教員にいろんなことを教えながら、一部仕事もさせながらですね教育時間を作るとかね。これ、定員でやらないといけないんですごく大変なんですけど、例えばですよ、下に置くというのはどうやと。まあ、下って、上下というのは難しいんだけど、まあ部下を持ったことのない、いきなりでも上司でもあるわけやし、新採の教諭は。一人担任も持つわけでしょ新採で。もう一人でオールマイティーにいきなりなっちゃうので、そういう形ではなくて、何か教諭のティームティーチングでない、ティーチームを作っているとかね。まあ、例えばですよ、これは。そんなようなかなり思い切ったことをやらないとこの現実、教員が子どもたちと向き合う時間の確保はこう遠回しにやってもなかなか結果そういう感があるかもねというぐらいの、今日ちょっとこれは問題提起します。

教育長 そのとおりだと思います。

市長 まあ、ちょっとまた考えておいてください。はい、これで29年度の予算編成に向けての今日はフリートークみたいな感じになりましたので、これぐらいに止めたいと思います。では次に公民館と放課後児童クラブなんですが、これはそれぞれ議論して、この会でもやったんですかね。公民館は何かやった覚えがありますね。放課後児童クラブも。西村先生、違いました？前一回この会議で。総合教育会議の場で。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 総合教育会議では、施設改修整備については協議していません。

市長 総合教育会議ではやっていない。そうするとちょっと、あれですね。一回も議論してないかな、放課後児童クラブ。事務局どうぞ。

事務局 整備や方針ではないのですが、「放課後児童クラブへの支援の充実について」ということで、御協議いただいています。

市長 そうですね。してますので、そういう意味では、全く初めてのことでないので、公共施設等総合管理計画が作られつつあって、それができあがると、じゃあ具体的に公民館どうするの、放課後児童クラブどうするのという話を早々に決めなければいけない、そういうスケジュール感がありますので、今日はこの会として、公民館と放課後児童クラブについて、今、こんなふうな方向性を考え

てますと、これも教育委員会事務局からの話を聞いて、意見とか気付きとかがある場合に、この会として発言していこうと、こういう趣旨でありますので、よろしくをお願いします。ちょっと時間の関係もありますので、一括して説明していただけますか。どうぞ。

生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）中央公民館長　そうしましたら、「新しい時代の津市公民館」の方向性について（案）につきまして、御説明をさせていただきます。まず、新しい時代の公民館の役割につきまして、御説明します。（1）新しい時代の公民館機能、ア　魅力があり「人と人をつなぐ」公民館でございますが、新しい時代の公民館に求められるものは、中身でありまして、魅力ある公民館となることが、とても重要であると考えています。また、公民館の魅力とは、学習センター機能を基本に多世代の人々が集いつながり合う場というところにあると考えます。続きまして、イの中心となる公民館機能でございますが、公民館にとって大切な機能は学習センター機能と地域コミュニティ機能になります。そのため、公民館事業が受講生や講座修了生の仲間づくりを支援し、地域の人とつないでいくコーディネーターの役割を果たします。ウの今後推進していく公民館機能でございますが、特に地域力創造機能や家庭教育支援機能、また地域と学校の協働機能を推進します。エに自主講座の在り方につきましては、地域活動の主体となり、活動していただけるよう支援策を講じます。また、活動内容を広く周知するとともに、学んだことを活用し地域貢献につなげていただきます。（2）の地域特性をいかした公民館経営でございますが、経営の画一化を図るのではなく、地域に応じてそれぞれの特性をいかしていきます。続きまして、2の津市公共施設等総合管理計画に基づく整備の考え方（1）の配置と総量の適正化でございますが、建物の耐用年数や大規模改修までの配置継続後は、配置と総量の適正化に努めます。また、利用率の低い施設につきましては、集約や複合化を検討します。アの既存施設の活用でございますが、出前講座を行うなど既存施設を有効に活用していきます。イの施設の改修整備につきましては、原則老朽化の進んでいる施設を優先いたしますが、様々な状況に応じて柔軟に対応いたします。続きまして、3　具体的な施設修繕改修整備の考え化につきまして、御説明いたします。（1）施設の改修整備を検討する場合の優先順位でございますが、ア　複合施設としての整備といたしまして、近隣に他の公共施設がある地域におきましては、これを複合化するか、又はこれらの諸室を活用します。続いてイの未利用施設の活用としましては、近隣に未利用の公共施設がある場合は、移転を検討いたします。複合化や未利用施設の活用が困難な場合は、ウの既存施設の改修整備を検討いたします。改修工事による長寿命化が困難な場合は、建て替えによる施設の更新を検討いたします。その際、ダウンサイジング化、ユニバーサルデザイン化な

どを基本条件といたします。続きまして、4 施設機能の考え方を御説明いたします。(1)諸室と設備の考え方についてですが、一定規模の多目的ホールや学習用の研修室、地域活動支援室の設置を優先いたします。実習室などの特別な形態の諸室につきましては、拠点となる公民館などの活用を検討いたします。(2)改修整備を行う場合の部屋数標準仕様の設定でございますが、改修整備を行う際には、基本とする部屋数に地域要件に応じた増減を図ってまいります。続きまして、5 将来に向けた公民館の在り方について御説明いたします。(1)施設管理の方向性につきましては、地域の人材育成や地域力の創造を担うとともに、将来的には地域が気軽に使える自由度の高い地域管理を目指してまいります。(2)今後の出前講座の方向性につきましては、単独施設を持たない地域については、出前講座の充実を図ります。また、学校借用施設につきましては、コミュニティ型学校開放とし、活性化を図ります。(3)地域別の運営の方向性につきましては、都市型公民館では、学習活動に重点を置いた運営を、併用型の公民館では、より一層地域コミュニティ機能が充実するような運営を、地域コミュニティ機能中心型の公民館では、その特性をいかした運営をめざします。(4)評価制度の導入については、一定の指標に基づく評価の制度を導入したいと考えています。(5)住民参画型の公民館につきましては、地域活動団体などと連携しながら、地域や利用者の意見を反映させる仕組みや組織を立ち上げたいと考えています。以上で説明を終わらせていただきます。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 引き続きまして、放課後児童クラブ施設改修整備の方向性について御説明いたします。資料3を御覧ください。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とする放課後児童クラブは、利用者が年々増加傾向にございまして様々な要望や期待に応えていく必要がございます。特に今回の施設改修整備の方向性につきましては、児童の居住環境の改善というところに重点を置いているところでございます。2は放課後児童クラブの運営形態と課題でございます。(1)運営形態でございますけれども、本年度は津市に54の放課後児童クラブがございまして、内45クラブが公設民営の放課後児童クラブ、9クラブは民設民営の放課後児童クラブでございます。本市におきましては、公設民営の放課後児童クラブを基幹としているところでございます。(2)の課題でございますが、アの専用区画面積の確保でございますが、これは条例で定める一人当たりの専用面積の確保ということを示しております。イは施設の老朽化への対応、ウは未設置校区への設置ということで、未設置校区は市内に9小学校区ございますけれども、そこへのクラブの設置ということが課題になっております。アイウにつきましては、このあと3で説明いたします、施設の整備の考え方に基づいてこういった課題を解消していくこと

を考えております。エにつきましては、運営上の課題ということで、特にここでは公設民営のクラブにおきまして、保護者が運営者となっているところが多いというところから、保護者の負担軽減というところが、大きな課題となっております。続きまして、3 放課後児童クラブ施設の整備の考え方でございます。津市公共施設等総合管理計画に基づいて、放課後児童クラブの施設改修整備について示しました。(1)既設施設の改修整備でございます。アは小学校施設の活用ということで、改修整備に当たりましては小学校施設の活用を基本といたします。児童数の減少による学級数の減により、空き教室が生じてくるのがこれから予想されますので、そういったところの活用を基本といたします。イは他の公共施設の活用ということで、小学校の余裕教室等が活用できない場合は、近隣の他の公共施設の活用を検討いたします。ウでは民間施設の活用とございますので、これについても近隣に空きテナント等がある場合は、賃貸借等による整備を検討したいと思います。ア、イ、ウのように既存の施設等の活用を可能な限り進めていきたいという考えでございます。(2)施設を整備する場合でございますが、小学校施設等が活用できない場合に限りましては、利用児童数の推移等をみるなどしまして、施設の整備を検討していきたいと思います。(3)改修整備をするための優先順位でございます。そこへ示しました3つの観点から総合的に勘案して改修整備をいたします。アは専用施設がない場合でございます。現在、3クラブが専用施設がない状況になっております。こうしたところについては、恒久的な設置に向けての検討を行います。イとウは先程課題のところでも申しましたけれども、専用施設が確保できない場合、老朽化に伴い改修等をする場合、こういったところにつきましては、先の既存施設の改修整備の考え方と同様整備をしてみたいと考えております。また4 未設置校区への対応でございますけれども、現在9小学校区が未設置ということを先程申しましたけれども、これにつきましても、小学校の余裕教室等の活用を基本として保護者等からの要望に応じて段階的に整備してみたいと思います。最後5の整備する施設の機能でございますが、現行の施設を基本といたしまして、クラブにとって必要な保育室、厨房、事務室、静養室、物入れ、洗面所、トイレなど必要な機能を検討したうえで施設改修整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

市長 はい、ありがとうございました。これ二つ各施設別の方向性が出ておりますが、放課後児童クラブについては、毎年のように新設をしたり、あるいは小学校の空き教室を改修したりというようなことをやってきておりますので、基本的にこんなような今までの考え方でやってきてますし、これからもそういうふうにやっていきたいというような趣旨になろうかと思います。一方で資料2の方の公民館については、中央公民館を移転した後は、今まだ地域公民館について

建て替えだとか、改修だとかということをやっておりますので、今回、少し方向性を出して公民館の建て替えなどについて、着手をしていきたいという趣旨で、今、時点で考え方を整理しておこうという趣旨であります。ではどうぞお気付きのことを御自由に御発言ください。松本さんから。

松本委員 機能のところに学習センターの機能と、地域コミュニティの機能ということで、いろんな機能が公民館にはあるわけですけど、一方で予算も限られている中で、いずれも充実させていくというときに、実際の箱を必ずしも作らなくても、例えばインターネットの中に一部学習センターの機能を持つて津市の架空というか、公民館がインターネットの中にあってもいいのかなというふうに思います。スカイプなんか使えば、かなり英会話の講座なんかもそこでできたりもすると思いますし、いろんな学習はそこでかなりの部分がカバーできるかなというふうな思いもありますので、もちろん直接、人が会ったり学習の中でも、実際のものを使って、習字だとか生け花とか、そんなのは実際にやらなくちゃ学習にならないと思いますけども、そういうふうに、まあ内容によっていろんなあり方がいいのかなあというふうに思いました。

市長 はい、ありがとうございます。では、庄山さん。

庄山委員長 公民館については、いろんなところでいろいろなお話を聞かしていただいても、やはり、今の現在のところ津市になって10年経つわけですけども、地域で随分、公民館が違うということです。私が住んでいる、私たちが前におりました一志郡の公民館は公民館の成り立ちあるいは、今のその運営と、旧津市と安芸郡では全く違うというようなことでございます。それをまあしばらくの間は、高齢化社会の間は、前にも言わせていただきましたけれども、地域の特性を生かした公民館で、しばらくの間はよいと思います。

市長 バラバラであっていいと。

庄山委員長 はい。揃えなくてもいいんじゃないかと思っております。揃えるのは非常に難しい。ただまあ例えば、受益者負担とかいうようなことが、合併の時にありまして、かなり意見は出ましたけれど、受益者負担になったら、まあ仕方ないかということで収まっていきましたので、収まる部分もあるのではないかなと思うんですけど、まあしばらくの間は(2)のこういう系がいいのではないかなというのが公民館についての私の意見です。それから児童クラブの現在運営をしておりまして課題ですけれども、このエの課題が非常に大きいと思います。保

護者が、まあいわゆる、会長が一児童クラブの社長にならないといけないんです。社長になって運営をしていかなければいけないということで、自分のそれぞれの仕事は平日日中にあり、夜、或いは土日にここの社長をしなければならないというこの負担。これを何とかしなければいけないなということで、指導員が手伝うという手もあるんですけど、まあそれぞれの児童クラブがいろんな方策を立ててやっているのかなあというように思います。それからもう一点は、この資質向上なんです。指導員、支援員が全部一緒なんです。学校は校長があり、何々があり、ずっと上がるのがあるんですけど、全部一緒なんです。私、これはちょっとやはり、あの二人とか三人であれば、高齢の者が上に立ってとか、或いは正規の者が上に立ってというような形になるんですけど、何人もたくさんの指導員の先生がいるところでは、どんなふうにしているのかなということを思うんです。やはりこうちょっと指導していく立場の方、それから一、二年で入って指導してもらう方、新採のような方の立場みたいな違いというようなものを、作っておいた方が良いということを少し思います。

市長 それは西村先生、どうですか。最後の部分。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 本年度、各クラブと懇談をしましたところ、保護者の負担軽減につきましては、随分多くのところから、意見として出てきております。これについては、良く分かっておりますので、例えば市として運営マニュアルをクラブの方へ示しまして、そういったものを参考にさせていただきたいということを言わせてもらいました。保護者はゼロからの出発ですので、やはりそういうものがあったら参考になるので、できる限りのことを市としても支援してくださいというようなことを回答いただいています。

市長 はい。そのあとの指導員の資質、同じような、指導員の中でリーダー的な人というのは、複数指導員がいるといいますよね。上手くいっているかどうか、そこら辺がね。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 昨年度から県の認定講習が始まりまして、受けてもらっている方がクラブにも随分増えてきております。そういった人を核にして、クラブにいる他の支援員等に伝えていくシステムをこれから作っていかなければならないと思います。

市長 現実には大きい3つぐらいが並び立っているような南が丘たんぽぽとか、ああいうところで指導員の中でのうまく役割分担とか、或いは今、庄山先生が言

われたように指導員のリーダー役みたいな人が育っているのですかね。どう、わからない？

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 リーダー役を育てていくというのは今後の課題です。

市長 今後の課題か。

生涯学習課青少年担当副参事（兼）青少年センター所長 ちょうどそういう人を育てていかなければならないと思います。

市長 はい、上島先生。

上島委員 いつもそうなんです、例えば、施設はこういうことですよと漠然としたものがあってですね、じゃあ10年後、こうなりますよという具体的なものがなかったら、やっぱり何か物足りないんですわ。でやっぱりそういう、まあそろそろ短い、来年はこうなりますじゃなくて、10年、20年後、人口やいろんなことを考えて、これだけの施設でいいんですよと、そのためにはこういうサービスをさせてもらいますよと、いうようなことが必要とちがうかなと。何かこう目に見えやんもんがあるもんで、はっきりせんまま、急に無くなったわ、うちはと、いうようなことにならんようにしてほしいなと。これは公民館ですけど。それから児童クラブですね、先程公設民営がうちの…。僕はもっと民設民営になっていくべきだと思うんです。というのは今、僕はデイサービスの手伝いをしてますけど、3時30分になったら帰ります。そのあと施設が空くんです。そういったところをですね、うまく利用していく、そういったこう機能をしていくと、何かこう建物を建てなければという発想でなく、建物は立派にあるのですから。

市長 デイサービスセンターのあとで、そういうこと。放課後が使う。

上島委員 時間的に被ったら、小さい子らがおったらですよ、おじいちゃん、おばあちゃんは元気が出るんですよ。それから帰ったあと、というようなことをもっとうまく機能していったら、民設民営がもっと増えていったら。というのはデイサービスがもの凄く増えています。いたるところでできています。そういう利用というのはしていった方が、より良いのとちがうかなあと。何かあまり公設民営ばかりにやっついこうとすると、かえって結局、社長をせんならんとかですね、そういったことになってくるので。民設民営やとはっきりしているんです。経営者

が長なんです。言うことを聞かんなんですよ、それは。こうしなさいという言うたら。その違いというのは大きいと思います。ですから、やっぱりそういうものが増えていく、そのためにはですね、ハードルをもっと低くしてやらなければ、何か細かいことがあるので、なかなかそこへ突っ込めないと。そこら辺を検討してやって、やってみようかというのを増やしていく方が良いのではという気がします。まあ検討してもらえたらと思います。

市長 民設の場合でも運営補助は取れる？

教育長 はい、あります。民設が27年4月に可能になって随分、増えてきましたが、これも動きがですね、当初は保育所やっという社会福祉法人が中心だったんですが、この頃ちょっと、いろいろな幅広い社会福祉法人を持っていられる方の御相談が少しずつは増えてきておりますので、相談があれば相談に乗っているところなんです、校区の問題や配置の問題などいろいろありますので、それをよく御相談をしながらというのが現状でございます。まあ少し枠は大きくなっています。

市長 まあ現実に民の力でなかなかできないところで、保護者の皆さんが、じゃあやろやないかという話が盛り上がってくるところで公設民営の新しいクラブが立ち上がっているという、現実の姿なんだけど、これがずっと続くかという、多分そうならないだろうなという感じがするんですけど。今は足元そうやってどんどんニーズがあるので、きちっと作っていくということなんですね。

教育長 未設置校区があり、なかなか、学童の設置立上げは難しいので。少しちょっと方向を変えてもう少し幅広くして検討していきたいなと。

市長 はい。よろしいですか。では、時間がまいりましたので、今日のところはこのあたりに留めておきたいというふうに思います。その他、何かございますか。事務局どうぞ。

教育次長 事務局からはございませんがよろしいでしょうか。

市長 はい。

教育次長 委員のみなさま。

各委員 はい。

教育次長 それではないので、本日の事項は全て終了いたしました。市長の方から閉会のご挨拶をお願いいたします。

市長 では、これをもちまして第20回津市総合教育会議を終了いたします。ありがとうございました。

各委員 ありがとうございました。